

平成17年 7月14日改定
平成19年10月25日改定
平成21年 1月25日改定
平成22年 2月 7日改定
平成23年10月23日改定
平成28年 1月24日改定
平成30年 1月28日改定
平成31年 3月15日改定
令和01年12月15日改定
令和02年 9月20日改定

【広畑ふれあい塾 運営細則】

1 講座の持ち方

- ① 講師 講師は資格、年齢は問わないが、自ら講座指導ができること。
講座は1人の講師で担当する。(複数講師での担当は原則不可とする)
- ② 受講生数 1講座あたり原則として10人以上20人以下とする。
但し、多目的ホールと渋沢公民館音楽室を使用する講座は30人まで可とするが、学習効果が十分発揮できるよう配慮すること。
なお、感染症予防で施設利用が50%に制限されている時期に企画する講座は特例として「各施設の制限数-1」以下6人以上とする。
- ③ 教室回数 1講座のコマ数は、10以上20以下とする。但し講座の内容により10未満でも可とする。
- ④ 月コマ数 1ヶ月に持てるコマは、1講座あたり2コマまでとする。
- ⑤ 講座時間 1コマは1時間30分とする。教室は、その時間の中で、準備、片付けを含めて開催する。
- ⑥ 開設講座数 1人の講師が、1年間に持てる講座は最大3講座とする。
- ⑦ 最大コマ数 総合して1人の講師が1年間で、持てるコマは最大60コマまでとする。

2 講座の成立他

- ① 募集時 応募数が10名未満のときは、講座は成立しない。
ただし、感染症予防で施設利用が50%に制限されている時期に企画する講座は特例として6名以上で講座は成立するものとする。
- ② 途中 途中において10名未満になっても講座は維持できる。
- ③ 応募超過 応募数が定員を超えたときは、抽選で受講生を決定する。

3 連絡

- ① 開講通知 講師は、3月31日までに受講生に対してハガキにて開講通知を出す。
- ② 抽選結果 講師は3項の抽選に外れた応募者には、速やかにその旨をハガキで通知する。
- ③ 他の連絡 講座に関する連絡はその通信費を含めて全て、講師の責任で行う。
ただし、講座不成立の連絡は塾事務局で行う。

4 受講料他

- ① 受講料 教室1回あたり、どの講座も(運営費を含めて)400円とする。
- ② 受領方法 前期(回数的前半)、後期(回数の後半)ごとに前受けとする。但し受講生が年間分まとめて納入する意思を示した場合は、この限りではない。
- ③ 領収書 講師が発行する。(用紙も講師が用意する)
- ④ 教材費等 資料代、材料費などの代金は別途徴収できる。受領方法は講師が定める。

5 受講料の返却(クーリングオフ)

初回受講日から起算して8日以内に、退講の申し出があったときは、受領した受講料のうち未受講分の受講料返却しなければならない。
前受した教材費を返却するか否は、講師が定めるものとする。

- 6 運営費
- ① 運営費 講師は、受講生一人につき1コマあたり30円、および、施設利用料を運営費として、塾に納入する。
(30円×受講生数 + 1コマの施設利用料) × コマ数
- ② 納入方法 前期分を第1回講師会時に、後期分を第2回講師会時に、受領した受講料にもとづき、塾に納入する。納入された運営費は理由の如何にかかわらず精算の対象にしない。
- 7 役務報酬
- ① 講師が、文書作成・文書整理・対外折衝などふれあい塾共通の役務を提供したときは、実働1時間に付きつき、500円支給する。
- ② 実働時間は自己申告とし、1回につき1時間未満の役務は切り捨てるものとする。
- ③ 会計は(実働時間の把握が困難につき)年間20時間の役務を提供したものとみなす。
- 8 会議手当
講師会および役員会に出席した講師には会議1回につき、500円を支給する。会議出席のための交通費は支給しない。
- 9 通信、交通費
通信・交通費は自己負担とする。ただし、対外折衝の目的で出張したときの交通費が、500円を超える場合は実費を支給する。
- 10 役員及び会計監査員就任期間
3月の講師会で選出し、就任期間は当年の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 11 提出書類
講師は、講師会で指定の日までに、講座日程表を広畑ふれあいプラザ／公民館に提出する。
- 12 機材
講座で使用する機材(器物)は講師の責任で準備する。
但し、広畑ふれあいプラザ／公民館および広畑ふれあい塾が保有管理する機材(器物)で使用可能な物は使用可とする。
- 13 器物損壊賠償
塾運営時に、広畑ふれあいプラザ／公民館ならびに広畑ふれあい塾が所有管理する器物を故意または取り扱い不注意により損壊した場合は、速やかに所有管理者に申し出ると共に、原則としてその原因者が賠償の責を負うものとする。
- 14 故障修復
塾運営に使用する、広畑ふれあいプラザ／公民館ならびに広畑ふれあい塾が所有管理する器物が自然故障または磨耗した場合は、原則としてその所有管理者が修復する。

以上

追記：公民館（サテライト教室）使用の場合も原則として、本運営細則を適用するが、公民館特例事項は別に定めることができる。